

平成 13年国民生活基礎調査の匿名データ 仕様及び利用上の注意 (データ A 及び B 共通)

平成 13 年国民生活基礎調査の匿名データの利用に際しては、以下の事項を十分理解した上で集計、分析等を行ってください。

1 全般的注意事項

(1) 本調査に関する理解

利用に際しては、報告書、当省ホームページ及び「政府統計の総合窓口」e-stat 等により、本調査の説明、調査票様式、標本設計、調査方法等を確認し、十分に理解してください。これらの内容に関する理解が十分でないと、匿名データの集計、分析に誤りが生じる可能性があります。

<関係リンク>

- 厚生労働省 厚生労働統計一覧トップページ
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/>
 - ・ 「平成 13 年国民生活基礎調査の概況」
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa01/index.html>
 - … 概要と主な統計表のみを掲載しているため、詳細な内容は報告書又は「政府統計の総合窓口」e-stat をご覧ください。
 - ・ 調査票様式
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/index.html>
- 「政府統計の総合窓口」e-stat
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>
 - … 詳細な統計表をデータベース化しています。

※ 本書類に記載しているリンクは、アドレスが変更される場合があります。

(2) 調査時点等

1) 世帯票及び健康票

調査日はいずれも平成 13 年 6 月 7 日で、次の項目を除き調査日現在の状況です。
世帯票のうち家計支出額及び育児にかかった費用並びに健康票のうち医療費支払総額は、平成 16 年 5 月中の状況です。

2) 所得票及び貯蓄票

調査日はいずれも平成 13 年 7 月 12 日です。
所得票の項目は、平成 12 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間の状況、貯蓄票の項目は、平成 13 年 6 月末日現在の状況です。

(3) 公表結果との差異

匿名データは、被調査者が特定されないよう、リサンプリングやトップコーディング等の秘匿措置を施している（「5 秘匿措置の適用」参照）ため、匿名データによる集計結果は、当省で公表している結果と完全には一致しません。

(4) その他

- 1) 調査票の記入誤りなどはチェック・修正済みですが、被調査者の回答に基づくものであるため、項目間に論理的な整合性がとれていない場合があり得ます。
- 2) 後述のとおり、被調査者が特定される恐れのある世帯のレコードは削除していますが、外れ値を除外する処理は行っていないため、多変量解析等を行う際には、外れ値を考慮してください。
- 3) 提供資料（符号表及びデータレイアウト等）の記載内容をよく理解した上で匿名データを利用してください。

2 データの形式等

(1) データ形式

データは CSV 形式です。

なお、データは、全てのレコードのレコード長及び項目のカラム数が一致するよう、固定長テキスト形式のレコードをカンマで区切っているため、固定長テキスト形式としても扱えます。

文字コードは Shift_JIS ですが、漢字、カタカナ等は使用していません。

改行コードは CRLF です。

(2) レコード構成

1 世帯員 1 レコードの構成としています。

レコードは、世帯番号、世帯員番号の順に並べているため、世帯への統合が可能です。

また、同一世帯番号の世帯員には、すべて同一の世帯共通項目を複写しています。

（したがって、世帯で集計、分析する場合には、原則として世帯員番号「01」の世帯主のレコードに着目して処理します。詳細は 4 (2) 参照）

表1 レコード構成の概要

データ名	データ A	データ B
データファイル名	H13KOKUMIN_A. CSV	H13KOKUMIN_B. CSV
レコード件数 (1 レコード 1 世帯員)	116, 133	21, 301
(参考) 世帯数換算	42, 405 世帯	7, 428 世帯

データ容量（メガバイト）	66	12
レコード長（バイト）	581	581
世帯票及び健康票の項目	提供項目は同一 (ただし、提供レコードはそれぞれ異なる)	
所得票及び貯蓄票の項目	なし	提供
ウェイト	提供	なし

※項目は、秘匿性確保の観点から、一部に提供しないもの、秘匿措置を講じた上で提供するものがあります。詳細は符号表をご覧ください。

3 符号表について

(1) 符号表の記法

符号表は「政府統計個票データレイアウト標準記法」(平成18年3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。以下、「標準記法」という。)に概ね準拠しているため、標準記法を確認の上、利用してください。

○ 総務省統計局 標準記法リンク

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itaku/dl/layout.pdf>

(2) 不詳項目

項目の内容が不詳の場合、標準記法とは異なり、「9」、「99」、「999」等を用いて表記しているため、必ず符号表で確認してください。

(3) 衔数

データの符号については、2桁以上の項目は0又はブランク(符号表では△)の補足により桁数を揃えています。

(4) 分類項目

調査項目から作成し、統計表作成に用いている主な分類項目(「世帯類型」等)を付与しています。定義は報告書等を参照してください。

(5) データA及びBのデータレイアウト

データA及びBによる提供項目は一部異なりますが、双方のデータレイアウトは共通としているため、提供しない項目のカラムは、ブランク(符号表上は「△」)となっています。

4 ウェイト

(1) ウェイトとは

ウェイトとは、標本調査で母集団の値を推定するために、各レコード(標本)に乘じ

る係数（個別データの重み）で、抽出率等を加味した値です。

(2) 匿名データのウェイト

1) データA

全国の推計世帯数の算出が可能となるよう、一律のウェイトを付与しています。

ウェイトは、1,000倍した整数値で格納しているため、1000で除して利用してください。

推計値の算出方法は次のとおりです。

- 推計世帯数 = 世帯員番号「01」のレコード件数 × ウェイト
- 推計人数 = レコード件数 × ウェイト

(参考：提供しているウェイトの算出方法)

$$\begin{aligned} \text{ウェイト} &= \text{平成13年6月1日現在 日本人推計人口 (総務省統計局)} \\ &\quad / \text{データAの全レコード件数} \\ &= 125,735,954 / 116,133 \times 1,000 \\ &\approx 1,082,689 \end{aligned}$$

2) データB

推計世帯数の算出を前提としていないため、ウェイトは付与していません。

(所得票及び貯蓄票の公表結果においては、推計世帯数は算出していません。)

5 秘匿措置の適用

匿名データは、統計法第2条第12項により、「調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別（他の情報との照合による識別を含む。）ができないように加工」することが定められていることを踏まえ、本匿名データでは、以下の秘匿措置を講じているため、留意して利用してください。

なお、これらの秘匿措置は、統計法第35条第2項に基づいて、内閣府統計委員会（匿名データ部会）における有識者の審議を経て、答申、了承されたものです。

(1) 地域

地域は「全国」のみとしています。

(2) リサンプリング

リサンプリングは、国勢調査区（又は単位区）及び世帯の二段階で行い、各レコードの重みが一律になるよう調整しています。

リサンプリング後のサンプルサイズは、概ね中間年と同程度です。

（本調査は毎年実施していますが、3年に1度大規模調査を実施し、大規模調査年以外の調査年を中間年といいます。平成13年は大規模調査年に当たります。）

(3) 年齢階級

年齢は原則として5歳階級とし、85歳以上は同一の階級としています。（トップコー

ディング)

15歳未満の世帯員の年齢は、健康票の記入対象年齢区分を踏まえて階級化（0～5歳、6～11歳、12～14歳）しています。（リコードディング）

(4) レコード削除

世帯員が8人以上の世帯、父子世帯、手助けや見守りをする者が2人以上いる世帯、要介護認定を受けている者が2人以上いる世帯、年齢階級差の大きい夫婦がいる世帯、年齢階級差の大きい又は小さい親子がいる世帯、同一年齢階級に4人以上いる世帯は、リサンプリング前に世帯単位でレコードを削除しています。

(5) レコードの並び

レコードは世帯単位で無作為に並べ替えています。

(6) リコードディング

一部の項目の選択肢については、上位区分への統合、他の選択肢との統合、「その他」への統合を行っています（詳細は符号表参照。）。

(7) トップコーディング、ボトムコーディング

一部の項目については、上限値、下限値を設け、上限値以上、下限値以下は、当該上限値（下限値）に置き換えて提供します（符号表参照）。

したがって、トップコーディング又はボトムコーディングしている階級を含む分析、平均値の算出、分布の観察、多変量解析等の際には、これらの影響に留意してください。

(8) 所得項目の内訳

世帯の所得の種類別内訳項目及び世帯員別の所得額については、秘匿性を確保するため提供していません。

6 その他

(1) 統計法等の遵守

統計法、提供依頼申出書及び約款による規定内容を遵守し、特に適正管理には十分留意の上、利用してください。

(2) 管理状況報告書の提出

匿名データの利用期間が1年間を超える場合は、定期的に管理状況報告書を提出してください。

(3) 変更手続

提供依頼申出書に記載した内容に変更が生じる場合は、事前にご相談ください。

(4) 成果の公表

成果の公表に際しては、必ず以下の内容を明示してください。

- 1) 「統計法第36条の規定に基づいて厚生労働省から提供を受けた匿名データを利用したこと（「ミクロデータ」や「個票」ではなく、「匿名データ」と記載してください。）
- 2) 匿名データを利用して得られた結果は、匿名データを基に利用者が独自に作成、加工した統計等であり、厚生労働省が作成、公表しているものとは異なること

(5) 匿名データ利用終了後の措置

利用期間終了日までに、次の1)～3)を窓口までご提出ください。

- 1) 提供を受けた匿名データ
- 2) データ消去等報告書
- 3) 利用実績報告書

(6) 担当窓口

ご質問等は、以下の担当窓口へご連絡ください。

厚生労働省 政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付

参事官付 審査解析室

<メールでのお問い合わせ>

E-mail : nijitekiriyou@mhlw.go.jp

<お電話でのお問い合わせ>

平日 10:00～17:00 (12:00～13:00 を除く)

代表：03-5253-1111 内線 7391